

令和元年度 一般財団法人総合福祉研究会

全国大会 分科会Ⅲ

参 考 資 料



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) / [法人税](#)  
/ No.5405 資本的支出後の減価償却資産の償却方法等

## No.5405 資本的支出後の減価償却資産の償却方法等

[平成31年4月1日現在法令等]

### 1 平成19年3月31日以前に資本的支出を行った場合

減価償却資産に対して平成19年3月31日以前に資本的支出を行った場合には、その資本的支出の金額をその減価償却資産の取得価額に加算し、その減価償却資産の種類、耐用年数及び償却方法に基づいて、加算を行った資本的支出部分も含めた減価償却資産全体の償却を行うこととなります。

### 2 平成19年4月1日以後に資本的支出を行った場合

#### (1) 原則

減価償却資産に対して平成19年4月1日以後に資本的支出を行った場合、その資本的支出は、その支出金額を固有の取得価額として、資本的支出の対象資産である既存減価償却資産本体(以下、「旧減価償却資産」といいます。)と種類及び耐用年数を同じくする新たな減価償却資産(以下、「追加償却資産」といいます。)を取得したものととして、その種類と耐用年数に応じて償却を行うこととなります。

一方、旧減価償却資産については、この資本的支出を行った後においても、現に採用されている償却方法による償却を継続して行うこととなります。

なお、その減価償却資産について定率法を選定している場合(償却方法を届け出なかったために、法定償却方法である定率法により償却を行うこととされる場合を含みます。)は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われた資本的支出は250%定率法(定額法の償却率を2.5倍した償却率による定率法のことをいいます。以下同じです。)、平成24年4月1日以後に終了する事業年度において同日以後に行った資本的支出は200%定率法(定額法の償却率を2倍した償却率による定率法のことをいいます。以

[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [法人税](#)

/ 一定の水準を満たすものとして地方公共団体の証明を受けた認可外保育施設において公益法人等が行う育児サービス事業に係る収益事業の判定

## 一定の水準を満たすものとして地方公共団体の証明を受けた認可外保育施設において公益法人等が行う育児サービス事業に係る収益事業の判定

### 【照会要旨】

児童福祉法の規定による都道府県知事の認可を受けて設置された、いわゆる認可保育所において公益法人等が行う育児サービス事業（以下「認可保育事業」といいます。）は、保育に必要な施設を有し、保育に関する専門性を有する職員が養護及び教育を一体的に行う事業であることから、法人税法施行令第5条に規定する収益事業として同条各号に掲げられている34事業のいずれにも該当しないものとして取り扱われています。

ところで、この都道府県の認可を受けてはいないものの、認可保育所と同様の目的により設置されるいわゆる認可外保育施設のうち、一定の質を確保し児童の安全を図る目的で定められた監督基準（以下「監督基準」といいます。）を満たしている認可外保育施設については、都道府県知事からその旨の証明書が交付されています（この証明書を受けている施設を「証明施設」、この証明施設において公益法人等が行う育児サービス事業を「証明施設が行う認可外保育事業」といいます。）。

この証明施設が行う認可外保育事業についても、認可保育事業と同様に、収益事業に該当しないものとして取り扱って差し支えありませんか。

### 【回答要旨】

その認可外保育施設が証明施設であり、監督基準に従って運営されている場合には、照会者の見解どおりで差し支えありません。

（理由）

認可保育所において満たすことを求められる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（旧名称：児童福祉施設最低基準。以下「設備運営基準」といいます。）は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保することを目的としているのに対して、証明施設において満たすことが求められる監督基準は、一定の質を確保し、児童の安全を図ることを目的としていますので、その目的は完全に一致しているとはいえません。

ただし、それぞれの基準における検討項目は、証明施設に対する監督基準が認可保育所に対する設備運営基準に比べて緩和されている項目があるものの、項目としては大部分が共通しているところであり、特に、「保育内容」として規定されている児童の処遇に係る基準の項目については、設備運営基準により定められた保育内容である保育所保育指針基準に準じています。

また、「職員」による保育及び「設備」の利用が適切に行われているかどうかなどの実態については、「保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。」という監督基準の「保育内容」の項目に基づき確認されており、これらの項目をすべて満たす証明施設においては保育所保育指針を踏まえた保育が行われ、育児サービスが行われているものと言えます。

これらのことからすれば、証明施設が行う認可外保育事業は、認可保育事業と同一の育児サービス事業であるとまではいえないものの、一定の水準が確保された認可保育事業に類する育児サービス事業であると認められます。

したがって、この証明施設が行う認可外保育事業は、認可保育事業と同様に、収益事業に該当しないこととなります。

ただし、証明施設が行う認可外保育事業であっても、その実態において監督基準に従って運営されていなければ、少なくとも認

可保育事業に類する育児サービス事業を行っているとは認められませんので、その場合には、どのような育児サービス事業が行われているかなど、その事業実態に応じて、収益事業に該当するかどうかを個別に判断することとなります。

## 【関係法令通達】

法人税法第2条第13号

法人税法施行令第5条

児童福祉法第35条第4項、第39条、第45条、第59条の2

### 注記

平成30年7月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [法人税](#)

/ 一定の水準を満たすものとして地方公共団体の証明を受けた認可外保育施設において公益法人等が行う育児サービス事業に係る収益事業の判定

### 税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- キッズページ（税の学習コーナー）

### 刊行物等

- パンフレット・手引
- インターネット番組（Web-TAX-TV）
- 出版物
- 統計情報
- 点字広報誌「私たちの税金」

### 法令等

- 税法（e-Govの「法令データ提供システム」へリンク）
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

### お知らせ

- トピックス一覧
- 報道発表
- パブリックコメント
- 調達情報・公売情報
- 不審な電話や振り込み詐欺にご注意を
- その他のお知らせ

カスタム検索

[本文へ](#)[English](#)[文字拡大・読み上げ](#)[利用者別に調べる](#)[サイトマップ](#)[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [消費税](#) / [認可外保育施設の利用料](#)

## 認可外保育施設の利用料

### 【照会要旨】

消費税が非課税となる認可外保育施設の利用料の範囲を教えてください。

### 【回答要旨】

#### 1 非課税の対象となる認可外保育施設

都道府県知事の認可を受けていない保育施設（以下「認可外保育施設」といいます。）のうち、一定の基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たすもので都道府県知事等からその基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設及び幼稚園併設型認可外保育施設の利用料については、児童福祉法の規定に基づく認可を受けて設置された保育所（以下「保育所」といいます。）の保育料と同様に非課税とされます。

#### 2 非課税となる利用料等の範囲

1の証明書の交付を受けた認可外保育施設及び幼稚園併設型認可外保育施設が行う資産の譲渡等のうち、消費税が非課税となるのは、乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等に限られます。

この場合の乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等には、保育所において行われる保育サービスと同様のサービスが該当します。具体的には次の料金等を対価とする資産の譲渡等が、これらのサービスに該当することとされています。

(1) 保育料（延長保育、一時保育、病後児保育に係るものを含みます。）

(2) 保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料（入会金・登録料）、送迎料

また、給食費、おやつ代、施設に備え付ける教材を購入するために徴収する教材費、傷害・賠償保険料の負担金、施設費（暖房費、光熱水費）等のように通常保育料として領収される料金等については、これらが保育料とは別の名目で領収される場合であっても、保育に必要不可欠なものである限りにおいては、(1)(2)と同様に非課税となります。

#### 3 認可外保育施設が行う資産の譲渡等のうち課税されるもの

一方、例えば、認可外保育施設及び幼稚園併設型認可外保育施設において施設利用者に対して販売する教材等の販売代金のほか次のような料金等を対価とする資産の譲渡等は、乳児又は幼児を保育する業務として行われるものに該当しないので、課税となります。

(1) 施設利用者の選択により付加的にサービスを受けるためのクリーニング代、オムツサービス代、スイミングスクール等の習い事の講習料等

(2) パザー収入

### 【関係法令通達】

## 消費税法別表第一

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ （省略）

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を営む事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを営む事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第十三項又は第十四項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ ロに掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

## 消費税法施行令

（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）

第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1 （省略）

2 （省略）

3 （省略）

4 （省略）

5 （省略）

6 （省略）

7 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項（定義）に規定する障害福祉サービス事業（同項に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び共同生活援助に係るものに限る。）その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロに掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

[カスタム検索](#)[本文へ](#)[English](#)[文字拡大・読み上げ](#)[利用者別に調べる](#)[サイトマップ](#)[ホーム](#) / [法令等](#) / [法令解釈通達](#) / 第11款 請負業

## 第11款 請負業

### (請負業の範囲)

15-1-27 令第5条第1項第10号《請負業》の請負業には、事務処理の委託を受ける業が含まれるから、他の者の委託に基づいて行う調査、研究、情報の収集及び提供、手形交換、為替業務、検査、検定等の事業（国等からの委託に基づいて行うこれらの事業を含み、同号イからニまでに掲げるものを除く。）は請負業に該当するが、農産物等の原産地証明書の交付等単に知っている事実を証明するだけの行為はこれに含まれない。（昭56年直法2-16「七」により追加、平16年課法2-14「十五」により改正）

### (実費弁償による事務処理の受託等)

15-1-28 公益法人等が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合においても、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。）により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間（おおむね5年以内の期間とする。）を限って所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長。以下15-1-53において同じ。）の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとして当該公益法人等の収益事業としないものとする。（昭56年直法2-16「七」、平21年課法2-5「十五」により改正）

(注) 非営利型法人が1-1-11の確認を受けている場合には、本文の確認を受けたものとみなす。

### (請負業と他の特掲事業との関係)

15-1-29 公益法人等の行う事業が請負又は事務処理の受託としての性質を有するものである場合においても、その事業がその性格からみて令第5条第1項各号《収益事業の範囲》に掲げる事業のうち同項第10号以外の号に掲げるもの（以下15-1-29において「他の特掲事業」という。）に該当するかどうかにより収益事業の判定をなすべきものであるとき又は他の特掲事業と一体不可分のものとして課税すべきものであると認められるときは、その事業は、同項第10号《請負業》の請負業には該当しないものとする。（昭56年直法2-16「七」により追加）

[このページの先頭へ](#)[ホーム](#) / [法令等](#) / [法令解釈通達](#) / 第11款 請負業

#### 税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)

消費税法施行令

(資産の譲渡等の範囲)

第二条 (省略)

2 (省略)

3 資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

# 私立幼稚園の選択肢

新制度における私立幼稚園の選択肢は3つあります。それぞれの役割や財政措置などを紹介します。

		新制度を選択する場合		従前どおりとする場合
		認定こども園になって 「施設型給付」を受ける (幼保連携型) (幼稚園型)	幼稚園のまま 「施設型給付」を受ける	幼稚園のまま 「施設型給付」を 受けない <sup>*1</sup> <sup>*2</sup>
位置付け・役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育と保育を提供する施設</li> <li>●市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育を提供する施設</li> <li>●市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育を提供する施設</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(幼保連携型) ●学校と児童福祉施設の位置付け</li> <li>(幼稚園型) ●学校 ●保育機能を認定</li> </ul>		
施設の認可(認定)・指導監督等	認可(認定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(幼保連携型) ●都道府県・指定都市・中核市</li> <li>(幼稚園型) ●都道府県</li> </ul>	●都道府県	●都道府県
	確認	●市町村		
財政措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>●1号認定子ども ▶ 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」<sup>*3</sup>及び「一時預かり事業(幼稚園型)」</li> <li>●2号・3号認定子ども ▶ 「保育時間」に対応する「施設型給付」<sup>*3</sup></li> <li>●私学助成(特別補助等)<sup>*4</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「教育標準時間」に対応する「施設型給付」<sup>*3</sup>及び「一時預かり事業(幼稚園型)」</li> <li>●私学助成(特別補助等)<sup>*4</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●私学助成(一般補助・特別補助)</li> <li>●幼稚園就園奨励費</li> </ul>
取扱い 選考・保育料等の		<ul style="list-style-type: none"> <li>●応諾義務 ※「正当な理由」がある場合を除く</li> <li>●定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ①抽選、②先着順、③建学の精神等、設置者の理念に基づく選考など公正な方法で選考(事前に明示することが必要)</li> <li>●利用者負担は市町村が所得状況に応じて定める(応能負担)</li> <li>●上乗せ徴収可 ※上乗せ徴収を行う場合は、徴収理由、内容について説明の上、保護者の書面での同意が必要</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●選考は特に制約なし</li> <li>●利用者負担は設置者が設定</li> </ul>

\*1 新制度施行前に施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

\*2 当分の間は、毎年、各市町村から各私立幼稚園に対し、新制度への移行に関する意向調査がなされる予定です。

\*3 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当されます。

\*4 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助があります(実際には各都道府県の予算により決まります)。

**イ 運用上の取り扱い第 11（2）に規定する基本金について**

運用上の取り扱い第 11（2）に規定する資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額とは、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額をいう。

**ウ 運用上の取り扱い第 11（3）に規定する基本金について**

運用上の取り扱い第 11（3）に規定する施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額とは、平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号、児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」別紙社会福祉法人審査要領第 2（3）に規定する、当該法人の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。

**（2）基本金の組入れ**

会計基準省令第 6 条第 1 項及び運用上の取り扱い第 11 に規定する基本金への組み入れについては、複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。

なお、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上することができるものとする。

**（3）基本金の取崩し**

運用上の取り扱い第 12 に規定する基本金の取崩しについても各拠点区分において取崩しの処理を行うこととする。

なお、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。

**（4）基本金明細書の作成**

基本金の組入れ及び取崩しに当たっては、基本金明細書（運用上の取り扱い別紙 3（⑥））を作成し、それらの内容を記載することとする。

**15 国庫補助金等特別積立金について**

**（1）国庫補助金等**

会計基準省令第 6 条第 2 項及び運用上の取り扱い第 10 に規定する国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。

また、国庫補助金等には、自転車競技法第 24 条第 6 号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。

2に準じて取り扱うものとする。

### 第3 その他の取扱い

#### 1 その他の指定居宅サービス事業等の取扱い

社会福祉法人が行う指定居宅サービス事業等の実施に当たっては、第2 に準じて取り扱うものとする。

#### 2 移行期間の暫定的な取扱い

平成24年度から平成26年度まで（移行期間）において会計基準へ移行していない社会福祉法人については、事業活動資金収支差額は、従前の経常活動資金収支差額と読み替えるものとする。

って計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする)として計算を行うものとする。

#### (6) 減価償却費の配分の基準

ア 複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分又はサービス区分に配分する。

イ ア以外の複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて毎期継続的に各拠点区分又はサービス区分に配分する。

### 18 引当金について

#### (1) 徴収不能引当金について

ア 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する。

イ ア以外の債権(以下「一般債権」という。)については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。

#### (2) 賞与引当金について

賞与引当金の計上は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。

#### (3) 退職給付引当金について

21を参照のこと。

### 19 積立金と積立資産について

#### (1) 積立資産の積立て

運用上の取り扱い第19において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする(運用上の取り扱い別紙3(⑫)「積立金・積立資産明細書」参照)。

#### (2) 積立資産の積立ての時期

積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるものであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2か月を越えないうちに行うものとする。

#### (3) 就労支援事業に関する積立金

就労支援事業については、指定基準において「就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない」としていることから、原則として剰余金は発生しないものである。

しかしながら、将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労

記載する。

- (2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。

また、徴収不能引当金は、直接法又は間接法のいずれかを選択して、当該金銭債権から控除するものとする。

- (3) 職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。

- (4) 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。なお、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上するものとする。なお、退職慰労金を支給した際、支給金額については役員退職慰労金支出に計上するものとする。

#### 19 積立金と積立資産の関係について（会計基準省令第6条第3項関係）

事業活動計算書（第2号第4様式）の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。

また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

#### 20 重要な会計方針の開示について（会計基準省令第29条第1項第2号関係）

重要な会計方針とは、社会福祉法人が計算書類を作成するに当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに計算書類への表示の方法をいう。

なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。

#### 21 関連当事者との取引の内容について（会計基準省令第29条第1項第12号及び第2項関係）

- 1 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注

問71 承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、そのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 承認社会福祉充実計画に記載される社会福祉充実に充てる社会福祉充実残額については、申請時点における計画上の見込額であることから、実際上の社会福祉充実残額が変動したのみをもって計画の変更手続きを行う必要はない。
2. ただし、実際上の社会福祉充実残額の変動に伴い、法人が計画上の社会福祉充実残額に併せて事業費の変更を希望する場合又は実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合など、計画上の社会福祉充実残額と大幅な乖離が生じ、再投下すべき事業費を大幅に増額できる状態にある場合等には、計画の変更手続きを行うことが必要である。

問72 問71において、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合は、計画の変更を行うことが必要とされているが、「計画策定時の見込み」とは具体的にどの値を指すか。【事務処理基準10関係】

(答)

1. 平成29年度決算において、実際上の社会福祉充実残額が大幅に増加したような場合には、平成29年度末現在の計画額(計画様式における1. 基本的事項の「会計年度別の社会福祉充実残額の推移」の値)との比較を行うものである。

問73 問14において、社会福祉充実計画により購入した土地が当該計画の実施期間満了まで控除対象財産とならないことにより、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合、計画の変更を行う必要があるのか。

(答)

1. ご指摘のような場合、実際上の社会福祉充実残額から、当該土地等の固定資産に係る貸借対照表価額分を差し引いた額と、計画額とを比較すること。
2. この場合、財産目録において社会福祉充実計画用財産として、これを特定できるようにすることが必要であり、具体的な記載方法については、以下のとおりとすること。

(具体的な記載例)

【控除非対象】土地 ○○円 社会福祉充実計画用財産

なお、社会福祉充実計画は、承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らかにするという趣旨のものであることから、社会福祉充実残額の増減のみを理由に変更を行うことは要しないが、計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行うこと。

社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とすること。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規事業を追加する場合</li> <li>○ 既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 対象者の追加・変更</li> <li>イ 支援内容の追加・変更</li> </ul> </li> <li>○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合</li> <li>○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合</li> </ul>
事業実施 地域関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合</li> </ul>
事業実施 期間関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業実施年度の変更を行う場合</li> <li>○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合</li> </ul>
社会福祉充実 残額関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合</li> </ul>

なお、社会福祉充実計画における事業実施期間の変更は、最大10か年度の範囲内で可能であるが、当該変更は、社会福祉充実残額の規模や地域のニーズの変化等を踏まえた上で行われるべきものであり、合理的な理由なく、単に事業実施期間を延長することは認められないこと。